

標準を活用した 研究開発成果の普及 【研究機関向け】

経済産業省
基準認証政策課

目次

1. 標準を意識いただきたい理由

2. 研究開発機関の取組事例

研究開発機関等の皆様に、標準を意識いただきたい理由

- 技術等の社会実装には、安全性などの社会受容性の確保、ビジネスモデルの検討など、多様な側面からの議論が必要。
- その一つとして、技術の評価や普及に向けた社会環境整備（規制等のルール作り）、また、その実現のツールの一つとして標準にどのように取り組むかの検討も重要。
- しかし、その実施（ルール作り、標準化活動）には長時間を要するため、技術開発の初期段階から、これらに取り組む必要性について、研究者への気付きを促すとともに、相談があれば関係者へ繋ぐこと等をご検討いただきたい。

産業標準化法（国研等の努力義務）

- 2019年7月に施行した、産業標準化法において、国研、大学等の努力義務規定を追加。（2019年7月1日施行）

法目的の追加（第一条）

第一条 この法律は、適正かつ合理的な産業標準の制定及び普及により産業標準化を促進すること並びに国際標準の制定への協力により国際標準化を促進することによつて、鉱工業品等の品質の改善、生産能率の増進その他生産等の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

努力義務規定の追加（第七十条）

国は、産業標準の制定及び普及、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力並びに産業標準化及び国際標準化に関する業務に従事する者への支援を通じて、産業標準化及び国際標準化の促進に努めるものとする。

国立研究開発法人及び大学は、民間事業者と連携しつつ、産業標準化に資する研究開発、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力及びその他の産業標準化又は国際標準化に関する活動に**主体的に取り組むよう努める**とともに、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、産業標準化又は国際標準化に関する**業務に従事する者の適切な処遇の確保に努める**する。

事業者は、産業標準化に資する研究開発、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力及びその他の産業標準化又は国際標準化に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

国、**国立研究開発法人、大学**、事業者その他の関係者は、産業標準化又は国際標準化に関する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、**適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努める**ものとする。

目次

1. 標準を意識いただきたい理由

2. 研究開発機関等の取組事例

国研における取り組み事例

- 研究開発機関、資金配分機関など、機関の特徴・役割に応じた取り組み事例は以下の通り。

取り組みの種類	目的
組織内の活動情報の集約・発信	他の活動に比べて目立たない活動。組織内で誰がどのような活動が行われているかの実態把握と、その組織内での普及・啓発。
組織内向け説明会の開催	研究者・職員の「標準」に対するリテラシーの向上（知らない、を、知っているに）や、取り組むことのメリットの周知
担当部署の設置	組織として取り組みをコミット。また、組織内での役割・業務の明確化。
中長期計画における記載	組織として取り組むことを内外へコミット
人事上の評価への組み入れ	研究者等のインセンティブ向上

産総研における取組

- 産総研では、担当部署の設置や、中期計画における継続的な取り組みのコミットメント、人事評価への取り込みを実施。
- また、領域横断的なテーマの取り扱い等、活動の一層の強化に取り組むべく、組織見直しも実施（次ページ）。

【これまでの取り組み】

- 独法の中期計画におけるコミット（2001年の計画より記載）
- 人事評価で、標準に関する取り組みも評価（2001年より）
- 知財・標準化推進部を設置（2015年）
- データ収集による所内の活動の見える化や、取り組み事例集の作成・発信

【これまでの成果】

- 2600名の研究職の約1割が標準化活動に関与
- 2015年度～2019年度の間、142件のISO, IEC規格等の提案、48件のJIS規格原案作成。
- 2019年度は、57人のISO, IEC議長・幹事・コンビーナを輩出（のべ人数）

【直近の取り組み】 産総研標準化推進センター

- IT/IoT化等により異分野の製品が繋がるなど、デジタル技術の発展に伴い領域横断的な標準化テーマが増加し、**従来の業界団体を中心とした標準化活動が難しい領域も出現。**
- このような分野への積極的な取組や、研究開発段階からの標準化活動の更なる推進等、**産総研の標準化活動の体制を強化。**

産業技術総合研究所
標準化推進センターの新たな業務案
(令和2年7月 立ち上げ)



領域横断的な標準化案件の対応・連携体制構築などの調整



政府、他独法（IPA、農研機構等）、外部企業からの相談受付や人材紹介等の窓口機能強化



所内の標準化人材育成等

NEDOにおける取り組み

- NEDOでは、担当部署の設置、中期計画における継続的な取り組みのコミットメント、「標準化マネジメントガイドライン」の策定などの取り組みを実施。
- 現在、標準に関する検討のレベルアップをめざした取り組みを実施中（次ページ）

【これまでの取り組み】

- 2003年度の第1期中期計画から、標準に関する取り組みをコミット
- 組織内やプロジェクト関係者の標準化リテラシー向上のため、「標準化マネジメントガイドライン」を作成（2010年第1版、2019年改訂）
- 年に2回程度、専門家を招いて標準に関する所内向け説明会を実施
- 2016年4月、技術戦略研究センターに標準化・知財ユニットの設置

【これまでの成果】

- 2013～2018年度に実施したプロジェクトから、デジュールやフォーラムなど57件の標準提案を実施

【直近の取り組み】 プロジェクト初期の専門家を交えた検討の実施

- 標準を技術の社会実装の一つのツールとして活用していくために、研究開発活動と並行した標準化への取組みを更に強化。
- NEDOが実施する新規プロジェクトの初期段階に、標準等の関係専門家を交えた検討を実施し、戦略的な標準の活用を念頭においた活動に取り組む。

NEDOのプロジェクト実施フローと取組



- 関係分野の規制・制度、標準化動向、国内専門家等の情報収集・ヒアリング
- プロジェクト参加者、標準の専門家を交えたディスカッションの実施
- プロジェクト終了後の相談対応や活動実績把握



農研機構における取り組み

- 知的財産管理の一環として、政策対応と民間活力利用による組織的な標準化活動強化を目指す。

【これまでの取り組み】

- 個別分野（作物育種、農業機械、食品安全など）において、研究部門・センターごとに必要に応じて標準化活動を実施。
- 食品分析法のJAS化などのほか、農作業の標準手順書出版など、国際標準化に至らずとも多くの標準化活動を実施。
- 2018年に本部知的財産部の設置と同時に、部内組織として国際標準化推進室を設け、機構内国際標準化活動を一括把握して活動のための予算支援など強化策を実施。

【今後の取り組み】

- 国際競争力のある農業・食品産業育成あるいはスマート農業推進に資する知的財産戦略の一つに国際標準化活動を位置づけ、トップダウンで標準化活動の活性化を図る。
- 国の政策、民間団体、大学・研究機関などとの意見交換交流を深め、真に役立つ標準化対象を見定めた戦略的標準化活動のため、種々の調査、啓蒙活動を通じた人材強化を図る。

御相談・お問い合わせ先

経済産業省 基準認証政策課

TEL : 03-3501-9232

E-mail : tech-and-standard@meti.go.jp